

令和6年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
農林水産部（農政企画課）			
<p>調定について（収入）</p> <p>調定に係る事務処理について、次の不適切な事例が見られた。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものであり、調定の時期等に十分留意し、適正な事務処理を徹底されたい。</p> <p>（1）県補助金について、交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していないものがあること。</p> <p>（2）県補助金について、交付決定通知書受領時に調定せず、概算払時に調定しているものがあること。</p> <p>（3）令和5年度において収入未済となっている国庫補助金、県補助金及び交付金、雑入（各種返還金）について、繰越調定していないものがあること。</p> <p>（4）県補助金（令和5年度から令和6年度に繰越）について、交付決定がされていないにもかかわらず、令和5年度会計において令和6年3月31日付けで調定しているものがあること。</p> <p>（地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条及び第18条）</p>	<p>（1）該当案件につきましては、指摘を受けた後、調定しました。指摘以降、交付決定通知書受領後、速やかに調定しています。</p> <p>（2）概算払で数回に分けて支払われる補助金については、交付決定通知書受領時に調定しています。</p> <p>（3）該当案件につきましては、指摘を受けた後、調定しました。令和6年度収入未済については、適切な時期に繰越調定しています。令和6年から令和7年の繰越3事業につきましては、繰越調定しました。</p> <p>（4）定期監査結果を課内で供覧・周知し、令和6年度から令和7年度の繰越について適正に処理しています。予算を次年度に繰越すにあたり、3月31日付けで調定したものです。次年度早期に事業着手するために繰越が必要であり、年度当初に繰越調定、交付決定時に額に変更があれば、調定変更を行います。</p>	令和7年12月26日	